

京都府の人事行政の運営等の状況

令和4年12月

京 都 府

この報告書は、京都府における職員数や給与、勤務条件、人件費の状況などを広く府民の皆様に公表することにより、本府の人事行政の透明性をさらに高めるとともに、その適正な運営を確保するため、「職員の給与等に関する条例」に基づき公表するものです。

目 次

第1部 京都府の人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況	1
（1）部門別職員数の状況と主な増減理由	1
（2）年齢別職員構成の状況	2
（3）職員数の推移	3
（4）職員の採用及び退職等の状況	4
（5）定年退職及び勧奨退職者の就業状況	4
（6）異動及び昇任の状況	5
2 給与の状況	6
（1）総括	6
ア 人件費の状況	6
イ 職員給与費の状況	6
ウ ラスバイレス指数の状況	6
エ 給与改定の状況	7
オ 給与制度の総合的見直しの実施状況	7
カ 特記事項	8
（2）職員の平均給与月額、初任給等の状況	8
ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	8
イ 職員の初任給の状況	9
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	10
（3）一般行政職の級別職員数等の状況	10
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	10
イ 昇給への勤務成績の反映状況	12
（4）職員の手当の状況	12
ア 期末手当・勤勉手当	12
イ 退職手当	13
ウ 地域手当	13
エ 特殊勤務手当	13
オ 時間外勤務手当	13
カ その他の手当	14
キ 手当の内容	14
（5）特別職の報酬等の状況	19
（6）公営企業職員の状況	20
ア 職員給与費の状況	20
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況	20
ウ 職員の手当の状況	21
（7）技能労務職員の給与等の現状及び見直しに向けた取組方針	25
ア 現状	25
イ これまでの取組状況	26
ウ 今後の取組方針	27
3 勤務時間その他の勤務条件の状況	29
（1）勤務時間の状況	29
（2）年次休暇の取得状況	29
（3）特別休暇の状況	29
（4）育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況	31
ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	31
イ 育児休業承認期間	32
ウ 部分休業承認期間	33
エ 育児短時間勤務承認期間	33
（5）介護休暇の状況	34
ア 介護休暇の取得者数	34
イ 介護休暇の承認期間	34

4	分限及び懲戒処分	36
(1)	分限処分事由別処分者数	36
(2)	懲戒処分事由別処分者数	37
5	服務の状況	39
(1)	綱紀保持の取組の状況	39
(2)	ハラスメント防止対策の状況	39
(3)	営利企業等への従事許可の状況	39
(4)	職員の退職管理の状況	39
6	研修及び人事評価の状況	40
(1)	研修の実施状況	40
(2)	職員の人事評価の状況	41
7	福祉及び利益の保護の状況	42
(1)	福利厚生・安全衛生管理制度	42
(2)	共済制度	43
(3)	恩給	44
(4)	公務災害及び通勤災害の認定件数	44
ア	公務災害認定件数	44
イ	通勤災害認定件数	44
ウ	地方公務員災害補償基金負担金	45
(5)	措置要求及び審査請求の状況	45

第2部 令和3年度京都府人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	47
(1) 競争試験	47
ア 職員採用試験	47
イ 警察官採用試験	48
ウ 警察官昇任試験	48
(2) 障害者を対象とした職員採用選考試験	48
ア 障害者（身体及び精神）を対象とした京都府職員採用選考試験	48
イ 知的障害者を対象とした京都府職員採用選考試験	49
(3) 選考	49
ア 採用選考	49
イ 採用選考内訳	50
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	51
(1) 給与改定の内容	51
ア 公民較差	51
イ 改定の考え方	51
ウ 改定内容	51
(2) 給与以外の勤務条件等	51
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	52
4 不利益処分に関する審査請求の状況	52

第1部 京都府の人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各部門別の職員数の状況は、第1-1表及び第1-1図のとおりです。

この職員数は、一般職が対象であり、休職者、派遣職員等を含み、臨時及び非常勤の職員を除いています。

第1-1表

区 分 部 門			職員数（各年度 4 月 1 日現在 単位：人）							令和 4 年度職員数 の主な増減理由 （対前年度との比較）
			令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度			
			対前年度 増減数		対前年度 増減数		対前年度 増減数	対 2 年度 増減数		
普 通 会 計 部 門	一般行政 部 門		1	4,120	△16	4,104	78	62	4,182	（増） 人事異動日の変更
	特 別 行 政 部 門	教 育	△35	11,049	6	11,055	40	46	11,095	（増） 新設支援学校の開校 （減） 児童生徒数の減
		警 察	△36	7,122	39	7,161	△1	38	7,160	
		小 計	△71	18,171	45	18,216	39	84	18,255	
	計		△70	22,291	29	22,320	117	146	22,437	
特 別 会 計 部 門	病 院		△2	170	△2	168	△3	△5	165	
	企業会計		△1	138	△2	136	△5	△7	131	
	計		△3	308	△4	304	△8	△12	296	
合 計			△73	22,599	25	22,624	109	134	22,733	

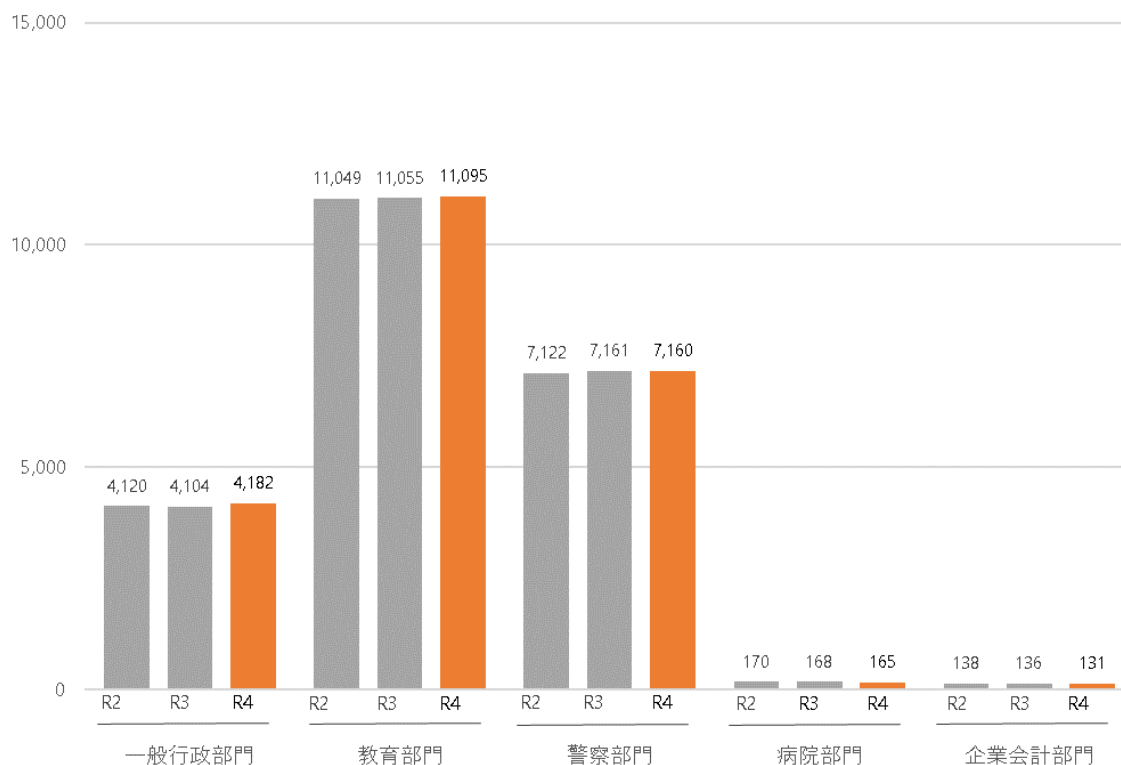
(注) 1 一般行政部門とは、議会議務局、総務、企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生及び衛生の各部門（教育及び公安を除く各行政委員会を含む。）の総称です。

2 教育部門には、教育委員会事務局職員、府立学校教職員、府費負担教職員及び府大学への派遣職員を含みます。

3 病院部門には、病院事業会計部門の職員を含みます。（医科大学附属病院への派遣職員は一般行政部門（衛生）に計上しています。）

4 企業会計とは、水道事業、下水道事業その他の公営企業等部門をいいます。

第 1-1 図
部門別職員数の推移
(人)



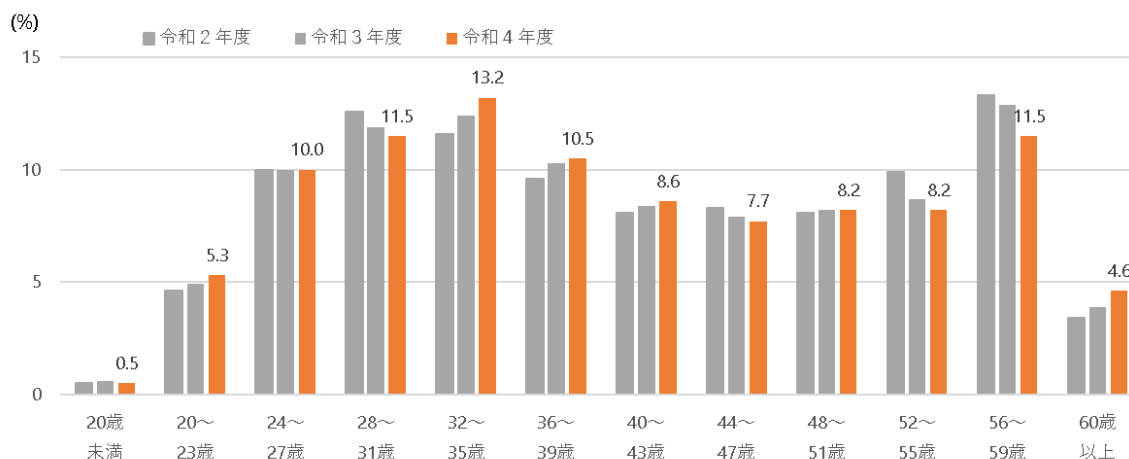
(2) 年齢別職員構成の状況

第 1-1 表の合計欄に応じた職員の年齢構成は、第 1-2 表及び第 1-2 図のとおりです。

第 1-2 表

年齢 年度		20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員 数 (人)	令和 4 年度	122	1,203	2,268	2,622	3,001	2,395	1,963	1,755	1,860	1,865	2,622	1,057	22,733
	令和 3 年度	125	1,106	2,255	2,697	2,806	2,324	1,898	1,794	1,850	1,978	2,913	878	22,624
	令和 2 年度	110	1,034	2,266	2,843	2,617	2,177	1,832	1,876	1,835	2,232	3,004	773	22,599

第 1-2 図



(3) 職員数の推移

京都府では、平成16年度に「経営改革プラン」を策定し、簡素で効率的な組織づくりに努めるとともに、定員の適正化に計画的に取り組むことにより、知事部局、教育委員会、警察本部等の事務部門について、平成20年度までの本プランの期間内に1,000人分程度の削減効果を目指すこととしました。

また、この取組をより一層強化するため、平成17年11月には、「経営改革プラン」の実行計画として、新たに「府民サービスを守るための経営改革プラン」（給与費プログラム）を策定し、人件費総額の削減手法の一つとして職員定数の削減を位置付け、総務事務の集中処理等の電子府庁の推進やアウトソーシングの活用を図ることにより、内部管理事務の抜本的見直しをはじめ、組織を簡素化し、平成22年度までに、職員定数（教員及び警察官を除く。）の約17%削減（全国最大規模）を目標とする一方、児童虐待や地域力再生、緊急経済・雇用対策など、新たな課題に対して適時適切に応える職員配置に取り組んできました。

さらに、平成21年3月には、限られた人材や資金など京都府の財産を最大限活かすことによって、府民満足の最大化を目指すことを目的とした「府民満足最大化プラン」を策定し、この給与費プログラムを継続してきたところです。

平成26年7月に策定した「府民満足最大化・京都府結集プラン」では、府民ニーズに迅速・的確に応える府庁づくりを推進することとしており、仕事の無駄を徹底的に排除し、より質の高い府民サービスの提供に向け、職員の計画的な育成・配置に取り組んできました。

平成31年3月に策定した「行財政改革プラン」では、将来的に労働力人口が減少し、職員数の確保が困難になることを見据え、職員数について全庁的な優先順位に基づき重点配分する方式を導入し、限られた人員でも業務が遂行できる強い執行体制を確立していきます。

第 1-3 表

区分 \ 年度	平成 29 年	30 年	31 年	令和 2 年	3 年	4 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	4,175	4,204	4,119	4,120	4,104	4,182	7 (0.2%)
教育	10,903	10,744	11,084	11,049	11,055	11,095	192 (1.8%)
警察	7,167	7,163	7,158	7,122	7,161	7,160	△7 (△0.1%)
普通会計計	22,245	22,111	22,361	22,291	22,320	22,437	192 (0.9%)
公営企業会計計	301	302	311	308	304	296	△5 (△1.7%)
合計	22,546	22,413	22,672	22,599	22,624	22,733	187 (0.8%)

(4) 職員の採用及び退職等の状況（令和3年度）

令和3年度における京都府職員の採用及び退職の状況は、第1-4表のとおりです。

第1-4表

区分 部局	採用 (人)	退職(人)							
		定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡	合計
知事部局等	273 (222)	111 (166)	0 (0)	84 (88)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (3)	202 (257)
教育委員会	470 (475)	391 (383)	19 (36)	134 (112)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	6 (4)	551 (536)
警察本部	295 (268)	200 (169)	8 (6)	79 (104)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (4)	294 (283)
合計	1,038 (965)	702 (718)	27 (42)	297 (304)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	19 (11)	1,047 (1,076)

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局のことを示しています。（以下同じ。）
2 勧奨退職は、任命権者が人事管理上の目的から、職員に対して退職を勧奨し、これに応じて退職するものです。
3 普通退職は、自己都合により退職するものです。
4 分限免職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定により、公務能率を維持する見地から職員の意に反してその職を失わせるものです。
5 懲戒免職は、地方公務員法第29条第1項の規定により、職員を懲罰として勤務関係から排除するものです。
6 失職は、職員が地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項に該当することとなった場合、行政処分によることなく当然に離職するものです。
7 () 内の数値は、前年度実績です。

(5) 定年退職及び勧奨退職者の就業状況（令和4年4月1日現在）

第1-4表の退職者のうち、定年退職者及び勧奨退職者についての就業状況は、第1-5表のとおりです。

第1-5表

区分 部局	定年勧奨退職者数 (人)	左記のうち就業した者(人)										
		合計	京都府に就業した者				京都府以外に就業した者					
			再任用	非常勤嘱託等	臨時的任用	その他	他の地方公共団体	うち再任用	外郭団体	非営利団体 (外郭除く)	営利団体 (外郭除く)	自営業
知事部局等	111 (166)	84 (128)	81 (90)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (4)	0 (0)	1 (10)	0 (21)	1 (2)	0 (0)
教育委員会	410 (419)	278 (248)	212 (175)	56 (58)	8 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	208 (175)	182 (158)	56 (54)	41 (39)	0 (1)	0 (0)	15 (12)	0 (0)	3 (1)	27 (23)	40 (28)	0 (0)
合計	729 (760)	544 (534)	349 (319)	97 (97)	8 (15)	1 (1)	15 (16)	0 (0)	5 (12)	28 (44)	41 (30)	0 (0)

- (注) 1 再任用とは、地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により再度任用された者をいいます。
2 非常勤嘱託等とは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員及び嘱託員並びにこれらのものに準じる職をいいます。
3 臨時的任用とは、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された者をいいます。
4 外郭団体とは、京都府が資本金又は基金等の25%以上を出資している法人をいいます。
5 非営利団体とは、上記注4に該当しない公益法人、協同組合、共済組合、労働組合等をいいます。
6 営利団体とは、上記注4に該当しない会社法（平成17年法律第86号）に基づく法人、相互会社、信用金庫等をいいます。
7 市町村立小中学校教職員の就業状況については、含まれていません。
8 () 内の数値は、前年度実績です。

(6) 異動及び昇任の状況

令和4年定期人事異動における異動者数及び昇任者数は、第1-6表のとおりです。

第1-6表

【知事部局等】（令和4年5月人事異動 単位：人）

職位 区分	部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	一般級	合計
異動者数	69	242	155	396	196	388	1,446
うち昇任者数	39	95	89	85	117	-	425

【教育委員会】（令和4年4月及び5月人事異動 単位：人）

職位		部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	指導主事等	一般級	合 計
区分									
事 務 局	異動者数	3	11	10	27	15	0	24	90
	うち昇任者数	2	4	3	4	8	0	-	21

職位 区分		校長	副校長 ・教頭	事務長	総括主事	一般職	合計
小・中・義務 教育学校	異動者数	97	141	-	-	979	1,217
	うち昇任者数	62	75	-	-	-	137
府立学校 (府立中学校除 く)	異動者数	19	37	19	19	703	797
	うち昇任者数	13	23	12	12	-	60
合計	異動者数	116	178	19	19	1,682	2,014
	うち昇任者数	75	98	12	12	-	197

【警察本部】（令和4年3月人事異動 単位：人）

(人)	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	合計
異動者数	182	252	455	441	294	117	1,741
うち昇任者数	22	40	101	119	-	35	317

(令和3年11月人事異動 単位：人)

職位 区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	合計
異動者数	4	14	158	202	174	27	579
うち昇任者数	1	1	24	47	-	3	76

2 給与の状況

(1) 総 括

ア 人件費の状況

令和3年度決算（普通会計）における人件費及び人件費率は、第2-1表のとおりです。

なお、この人件費には、特別職に支給される給与及び報酬を含みます。

第2-1表

区分	住民基本台帳人口 (4.1.1 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度 人件費率
3年度	人 2,511,494	千円 1,298,673,359	千円 10,414,321	千円 211,583,830	% 16.3	% 18.5

(参考) 人件費の内訳 警察費 66,761,131 千円 (5.2%)

教育費 106,703,343 千円 (8.2%)

上記以外 38,119,356 千円 (2.9%)

イ 職員給与費の状況

令和3年度決算（普通会計）における給与費及び1人当たりの給与費は、第2-2表のとおりです。

第2-2表

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
3年度	人 22,445	千円 91,355,986	千円 24,274,599	千円 36,935,656	千円 152,566,241	千円 6,797	千円 6,821

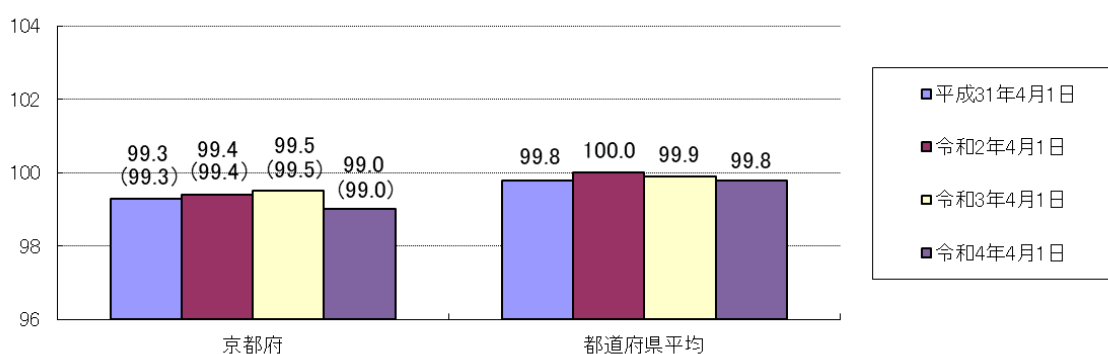
(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ ラスパイレス指数の状況

第2-1図



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

第 2-3 表

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改定率	(参考) 国の 改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4 年度	370,165 円	368,209 円	1,956 円 (0.53%)	引上げ (0.3%)	0.3%	0.3%
		369,043 円	1,122 円 (0.30%)			

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

2 下段は、管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合の数値です。

(イ) 特別給(期末・勤勉手当)

第 2-4 表

区 分	人事委員会の勧告				年 間 支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月 数)		
4 年度	4.41 月	4.30 月	△0.11 月	引上げ (0.10 月)	4.40 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況(平成 28 年 4 月 1 日実施)

(ア) 給料表の見直し

行政職給料表について、本府における 50 歳台後半層の民間と職員との給与水準の差等を踏まえ、水準を平均 1 %、最大で 3 % 引下げ。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

激変緩和のため、2 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

(イ) 地域手当の見直し

国基準に基づく平均支給割合を超えない範囲で支給割合を段階的に引上げ。

第 2-5 表

級地	支 給 地 域	京都府の支給割合				国基準による 支給割合
		見直し前 (H27.4.1)	見直し後 (H28.4.1)	見直し後 (H29.4.1)	制度完成 (H30.4.1)	
1 級地	東京都の特別区	100 分の 17	100 分の 17.15	100 分の 17.3	100 分の 17.4	100 分の 20
2 級地	京都市	100 分の 9	100 分の 9.15	100 分の 9.3	100 分の 9.4	100 分の 10
3 級地	長岡京市	100 分の 5	100 分の 5.15	100 分の 5.3	100 分の 5.4	100 分の 16
	京田辺市					100 分の 12
	宇治市、亀岡市、向日市、八幡市、					100 分の 6
	城陽市、乙訓郡大山崎町					100 分の 3
	久世郡久御山町					不支給
4 級地	木津川市、精華町	100 分の 2.8	100 分の 2.95	100 分の 3.1	100 分の 4.4	100 分の 6
	綴喜郡井手町、宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町、南山城村					不支給
5 級地	上記以外の府の地域				100 分の 3.2	不支給

(ウ) その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

カ 特記事項

京都府の厳しい財政状況等を考慮し、臨時・緊急の措置として第 2-6 表のとおり給与の削減措置を講じています。

第 2-6 表

職 員		措置内容	削減期間
特別職	知 事	給料・期末手当 8 %削減	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
	副 知 事	給料・期末手当 4 %削減	
	教育長 代表監査委員	給料 4 %削減	
一般職	管理職員	行政職給料表 9 級以上 給料 2%削減 行政職給料表 8 級以下 給料 1.5%削減	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

(ア) 一般行政職

第 2-7 表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京都府	41.8 歳	310,247 円	402,224 円	359,754 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
都道府県平均	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円

(イ) 技能労務職

第 2-8 表

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種 (非正規を含む)	平均 年齢	平均給与 月額 B	A/B
京都府	57.1 歳	124 人	357,137 円	404,468 円	388,613 円	—	—	—	—
うち用庁務	56.9 歳	43 人	354,791 円	394,419 円	386,349 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.67
うち 自動車運転	57.6 歳	12 人	332,500 円	381,167 円	365,750 円	自家用乗用 自動車運転者	57.0 歳	260,500 円	1.46
うち保安	57.8 歳	3 人	374,333 円	464,333 円	425,333 円	守 衛	51.1 歳	255,500 円	1.82
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
京 都 府	—	—	—
うち用庁務	7,262,686 円	3,187,900 円	2.28
うち 自動車運転	6,478,308 円	3,463,200 円	1.87
うち保安	6,947,021 円	3,445,300 円	2.02

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

第 2-9 表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京都府	43.5 歳	358,233 円	417,359 円	397,836 円
都道府県平均	44.8 歳	370,141 円	431,828 円	—

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

第 2-10 表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京都府	40.2 歳	349,401 円	398,974 円	385,022 円
都道府県平均	42.1 歳	354,106 円	409,261 円	—

(オ) 警察職

第 2-11 表

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京都府	39.0 歳	329,331 円	458,101 円	378,919 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

- (注) 1 平均給料月額とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したものです。
3 平均給与月額（国比較ベース）とは、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。
4 第 2-8 表の「民間」の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており、公務員の職種と民間の職種の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態、給与形態等の点において同一条件のもとで比較したものではなく、調査上の諸条件が公務員の給与実態調査によるものと異なっていることに注意が必要です。
○ 賃金構造基本統計調査 ・企業規模 10 人以上の事業所の常用労働者（非正規労働者を含む。）を対象
・労働時間が 8 時間未満（5 時間以上）の労働者も調査対象
・1 箇月を超える期間を定めて雇用されている労働者や日々又は 1 箇月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、4 月及び 5 月にそれぞれ 18 日以上雇用された者も調査対象
5 第 2-8 表の「年収ベース（試算値）の比較」の「公務員 C」及び「民間 D」の数値は、平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
6 都道府県平均データは、令和 5 年 3 月に総務省から提供のあった数値を記載しています。

イ 職員の初任給の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

第 2-12 表

区 分		京都府	国
一般行政職	大学卒	191,000 円	182,200 円
	高校卒	156,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	213,300 円	—
小・中学校教育職	大学卒	213,300 円	—
警察職	大学卒	214,600 円	211,400 円
	高校卒	182,300 円	173,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

第2-13表

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,417 円	356,744 円	381,786 円	389,925 円
	高校卒	234,935 円	312,675 円	362,870 円	369,876 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	*
	中学卒	—	—	—	*
高等学校教育職	大学卒	319,395 円	398,144 円	424,130 円	435,767 円
	高校卒	—	—	—	*
小・中学校教育職	大学卒	320,736 円	395,705 円	415,068 円	425,203 円
	高校卒	—	*	—	—
警察職	大学卒	284,077 円	391,717 円	415,020 円	428,450 円
	高校卒	260,602 円	356,582 円	395,983 円	411,327 円

（注）個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、平均給与月額の欄をアスタリスク*としています。

（3）一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

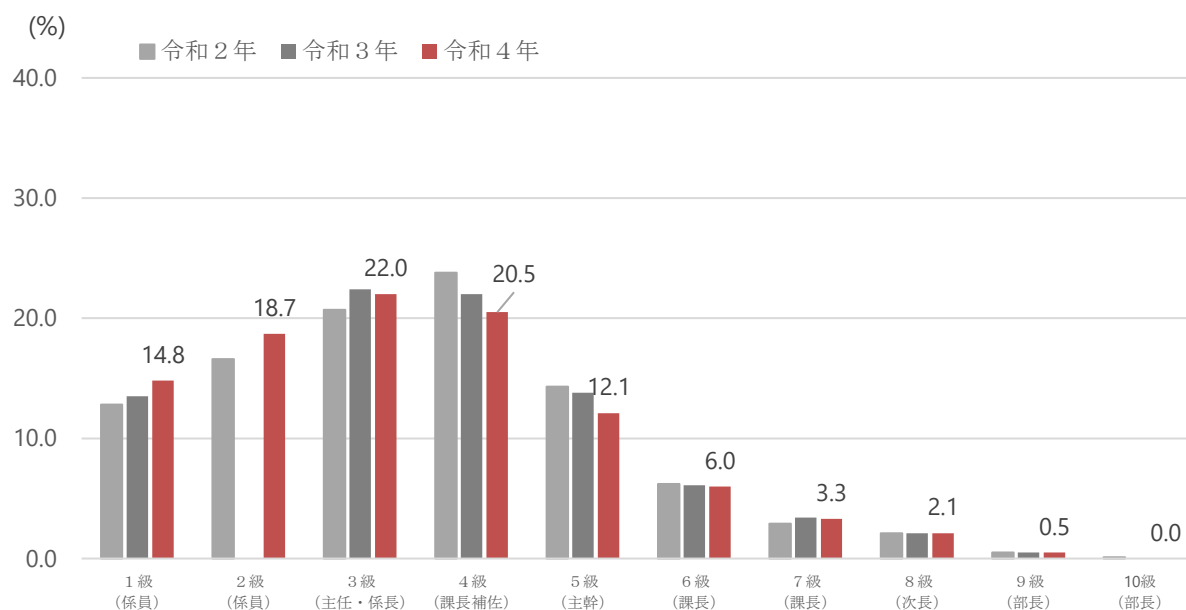
一般行政職の職員の給料月額は、10の級で構成される行政職給料表を適用することにより支給されていますが、それぞれの級の標準的な職務内容、職員数及び構成比は、第2-14表、第2-2図のとおりです。また、国との給料表カーブ比較表（行政職（一））は第2-3図のとおりです。

第2-14表

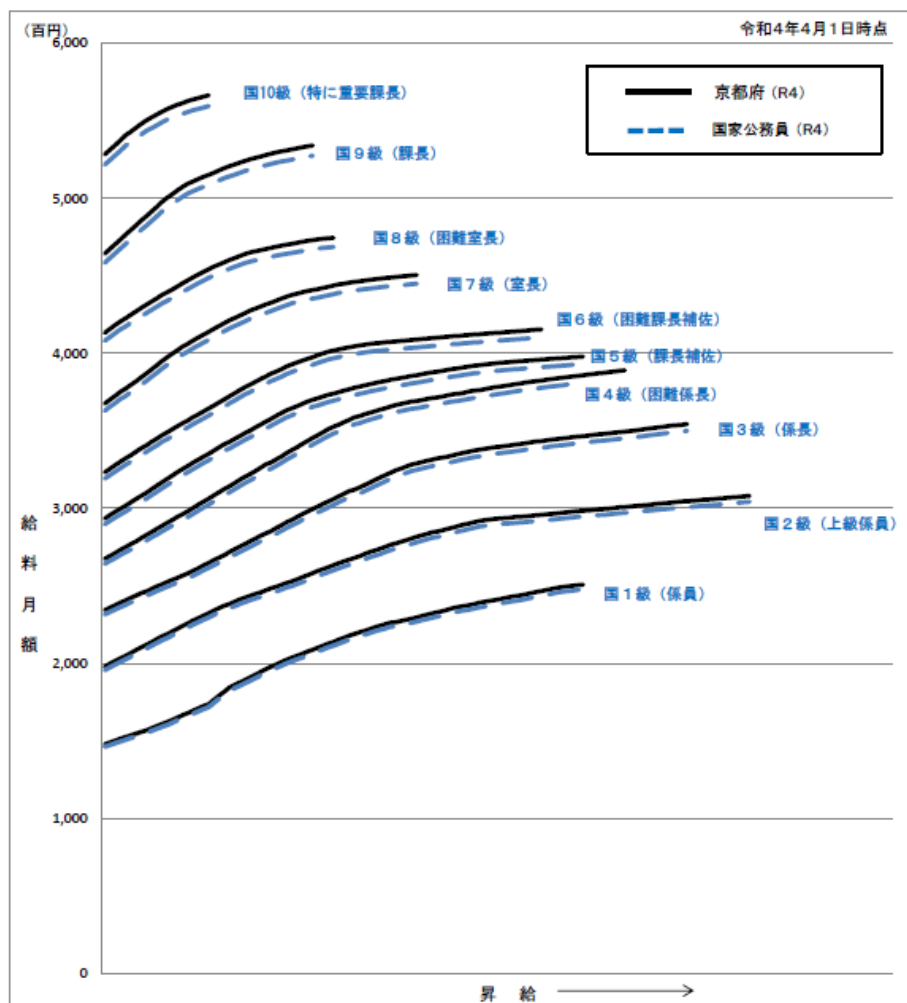
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	721 人	14.8%	147,800 円	250,700 円
2 級	係員	911 人	18.7%	197,800 円	308,000 円
3 級	主任、係長	1,072 人	22.0%	234,300 円	354,400 円
4 級	課長補佐	998 人	20.5%	267,400 円	389,000 円
5 級	主幹、困難な業務を処理する課長補佐	589 人	12.1%	293,300 円	397,900 円
6 級	課長	290 人	6.0%	323,200 円	415,400 円
7 級	困難な業務を処理する課長	163 人	3.3%	367,500 円	450,500 円
8 級	次長	100 人	2.1%	413,200 円	474,500 円
9 級	部長	23 人	0.5%	464,200 円	534,100 円
10 級	困難な業務を処理する部長	0 人	0.0%	528,300 円	566,500 円
計		4,867 人	100.0%		

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

第 2-2 図



第 2-3 図



イ 昇給への勤務成績の反映状況
第2-15表

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	京都府		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
① 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
② 人事評価を実施していない				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当とは、民間事業所のボーナスに相当する手当です。毎年6月と12月の2回に分けて支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の支給額及び支給内容は第2-16表のとおりです。

第2-16表

京都府			国		
1人当たり平均支給額（3年度）1,586,038円			—		
（3年度支給割合）			（3年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.40月分	1.90月分	一般職員	2.55月分	1.90月分
特定管理職員	2.00月分	2.30月分	特定管理職員	2.15月分	2.30月分
（再任用職員	1.35月分	0.90月分）	（再任用職員	1.45月分	0.90月分）
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
管理職加算	10%、20%		管理職加算	10%～25%	
役職加算	5%～20%		役職加算	5%～20%	

（注）加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

第2-17表

令和4年度中における運用	京都府		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
① 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
② 人事評価を実施していない				

イ 退職手当（令和４年４月１日現在）

退職手当とは、職員が退職したときに支払われる一時金です。退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて計算した基本額に職務・職責に応じた調整額を加えた額が支給されます。退職事由は、定年・勸奨と自己都合に分けることができます。退職手当の支給率及び１人当たり平均支給額は第2-18表のとおりです。

第 2-18 表

京都府			国
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	} 京都府と同じ
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
(1人当たり平均支給額)			—
一般行政	4,316千円	18,023千円	
教育職	1,715千円	20,468千円	
警察官	5,750千円	21,855千円	

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和４年４月１日現在）

地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して条例で定める地域区分に応じて支給されています。地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に勤務する地域区分の支給割合を乗じた額を支給します。支給実績、１人当たり平均支給年額は、第 2-19 表のとおりです。

第 2-19 表

支給実績（３年度決算）	6,360,899 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	273,222 円

エ 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給され、その支給状況は、第 2-20 表のとおりです。なお、特殊勤務手当の内容等は、「キ 手当の内容」に記載のとおりです。

第 2-20 表

支給実績（３年度決算）	1,127,128 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	128,682 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（３年度）	37.6 %
手当の種類（手当数）	61 種類

オ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、勤務した職員に対して支給される手当です。管理職手当の支給がある職員又は教育職給料表(2)若しくは教育職給料表(3)の適用を受ける教育職員には支給されません。

第 2-21 表

支給実績（３年度決算）	4,897,320 千円	(内訳)	警察費	3,152,796 千円
			教育費	260,192 千円
			上記以外	1,484,332 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	546 千円			
支給実績（２年度決算）	4,682,293 千円	(内訳)	警察費	3,087,101 千円
			教育費	263,013 千円
			上記以外	1,332,179 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	533 千円			

(注) 職員１人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

令和4年4月1日現在その他の手当には次のものがあり、各手当の支給実績は第2-22表のとおりです。なお、各手当の内容等は、「キ 手当の内容」に記載のとおりです。

第2-22表

手当名	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年 額 (3年度決算)
扶養手当	2,342,675 千円	232,685 円
住居手当	1,828,237 千円	351,854 円
通勤手当	2,662,329 千円	134,631 円
管理職手当	1,200,498 千円	736,050 円
初任給調整手当	87,354 千円	949,500 円
単身赴任手当	71,670 千円	437,012 円
特勤勤務手当	3,162 千円	175,666 円
宿日直手当	791,517 千円	303,845 円
休日勤務手当	1,529,631 千円	518,519 円
夜間勤務手当	548,838 千円	173,958 円
管理職員特別勤務手当	37,684 千円	21,620 円
農林漁業普及指導手当	24,341 千円	289,773 円
へき地手当	24,363 千円	248,602 円
産業教育手当	50,493 千円	256,309 円
定時制通信教育手当	50,420 千円	186,051 円
義務教育等教員特別手当	636,003 千円	61,077 円

キ 手当の内容（令和4年4月1日現在）

特殊勤務手当の内容は第2-23表、その他の手当の内容は第2-24表のとおりです。

第2-23表

特殊勤務手当名称	主な支給対象職員 及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	支給単価
府税事務に従事する職員の 特殊勤務手当	府税の賦課及び徴収に関する 事務に従事する職員	74,581千円	日額 760～1,360円
社会福祉業務に従事する職 員の特殊勤務手当	福祉に関する業務に従事する 職員	24,665千円	日額 620～950円
社会福祉施設等における保 護等の業務に従事する職員 の特殊勤務手当	社会福祉施設等に収容してい る者の保護、養護等の業務に 従事する職員	2,124千円	日額 260～950円
職業訓練等の業務に従事す る職員の特殊勤務手当	職業訓練等の業務に従事する 職業訓練指導員及び生活指導 員	10,155千円	日額 980～1,100円
感染症防疫作業に従事する 職員の特殊勤務手当	感染症の患者等の救護又は感 染症の病原体が付着した物件 等の処理作業に従事する職員	46,791千円	日額 290～7,500円
と畜検査業務に従事する職 員の特殊勤務手当	獣畜のと殺又は解体の検査業 務に従事すると畜検査員	148千円	日額 290円
放射線取扱作業に従事する 職員の特殊勤務手当	エックス線その他の放射線を 人体に照射する作業等に従事 する職員	94千円	日額 260円
病院の感染症病棟、精神科 病院等に勤務する職員の特 殊勤務手当	病院の感染症病棟、精神科病 院等において、感染症の患者 又は精神病患者に接する業務 に従事する職員	30,022千円	日額 290～760円

夜間看護業務等に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事する職員	37,040千円	1回 1,240～4,200円 通勤加算 380～1,140円
夜間通信業務等に従事する職員の特殊勤務手当	正規の勤務時間の全部又は一部が深夜において行われる無線設備の運用等の業務に従事する職員	209,515千円	1回 730～1,100円 (2時間未満 440円)
船舶に乗り組む船員等の特殊勤務手当	府の船舶に乗り組む船員等	6,682千円	日額(船員) 850～950円 日額(船員以外) 260円
潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当	潜水器具を着用して潜水作業に従事する職員	106千円	1時間 310円
爆発物取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の保安検査、爆発物件の処理作業等に従事する職員	54千円	日額 260～5,200円
坑内作業に従事する職員の特殊勤務手当	トンネルの坑内でトンネル掘り作業に従事する職員	64千円	日額 560円
高所作業に従事する職員の特殊勤務手当	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所でダム等の建設等の作業に従事する職員	123千円	日額 320円
除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当	除雪車による除雪作業に従事する職員	7千円	日額 300円
建設用重機械の運転作業に従事する職員の特殊勤務手当	一定の建設用重機械の運転作業に従事する職員	128千円	日額 260円
非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務で心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶ業務等に従事する職員	376,251千円	日額 2,700～16,000円
校務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事する職員の特殊勤務手当	校務についての連絡調整及び指導助言の困難な職務を担当する教諭等で当該担当業務に従事する職員	59,600千円	日額 200円
多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級での授業又は指導に従事する職員	1,039千円	日額 290～350円
学校附属寄宿舎等の舎監として勤務する職員の特殊勤務手当	本務のほか学校附属寄宿舎等において舎監として入所者の指導等の業務に従事する職員	272千円	日額 260円
異なる課程等の授業に従事する職員の特殊勤務手当	昼間課程の授業を本務とする職員で夜間の授業に従事する職員又は夜間課程の授業を本務とする職員で昼間の授業に従事する職員	141千円	1時間 1,530円
通信制の課程の授業等に従事する職員の特殊勤務手当	本務としない通信教育の添削等の業務に従事する職員	—	1通 260円 1時間 760～1,530円
職業課程の実習に従事する職員の特殊勤務手当	職業課程の実習等の業務に従事する職員	12千円	1夜 2,000～2,610円
夜間の定時制課程を置く高等学校に勤務する職員の特殊勤務手当	夜間の定時制課程の業務に従事することを本務とする職員で当該業務に従事する職員	823千円	日額 260円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	航空機の操縦、整備、搭乗の業務に従事する職員	9,423千円	日額 2,200円 1時間 1,900～5,100円
主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業に従事する職員の特殊勤務手当	主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業に従事する職員	49,014千円	日額 560～1,150円 (4時間未満60%)

犯罪鑑識作業に従事する職員の特殊勤務手当	指紋等を利用し又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業に従事する職員	4,998千円	日額 280～560円 (4時間未満60%)
無線自動車等の運転作業に従事する職員の特殊勤務手当	無線自動車等の運転作業に従事する職員	26,467千円	日額 420円 (4時間未満60%)
交通捜査作業に従事する職員の特殊勤務手当	交通捜査作業に従事する職員	25,437千円	日額 310～1,260円 (4時間未満60%)
留置施設の看守及び保護室における保護の作業に従事する職員の特殊勤務手当	留置施設の看守及び保護室における保護の作業に従事する職員	13,287千円	日額 260円 (4時間未満60%)
特殊機械保守作業に従事する職員の特殊勤務手当	特殊機械保守作業に従事する職員	10,798千円	日額 260円 (4時間未満60%)
術科指導作業に従事する職員の特殊勤務手当	術科指導作業に従事する職員	1,324千円	日額 260円
警ら作業に従事する職員の特殊勤務手当	警ら作業に従事する職員	128,150千円	日額 340円
人命を救助する作業に従事する職員の特殊勤務手当	特に足場の悪い断がい又は激流の中若しくはこれに相当する危険な場所において、ロープを用い、人命を救助する作業に従事する職員	－	日額 260円 (4時間未満60%)
道路において行う自動車運転免許の技能試験作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路において行う自動車運転免許の技能試験作業に従事する職員	139千円	日額 260円
緊急の呼出しにより夜間において行われる突発的に発生した事件、事故等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	緊急の呼出しにより夜間において行われる突発的に発生した事件、事故等の処理作業に従事する職員	928千円	日額 1,240円
国際緊急援助活動業務に従事する職員の特殊勤務手当	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動の業務に従事する職員	－	日額 4,000円 (著しい負担 6,000円)
核原料物質等輸送警備作業に従事する職員の特殊勤務手当	核原料物質等輸送警備作業に従事する職員	－	日額 640円
銃器犯罪捜査等の作業に従事する職員の特殊勤務手当	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる銃器犯罪捜査等の作業に従事する職員	－	日額 820～1,640円
死体取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	死体の取扱作業等に従事する職員	52,609千円	日額(病院) 620円 回額(警察) 1,600円又は3,200円
遠隔地水上警戒業務に従事する職員の特殊勤務手当	遠隔地水上警戒業務に従事する職員	－	日額 1,100円
家畜伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一定の伝染性疾患の患畜の飼育、伝染病菌の付着している物件の処理作業等に従事する職員	272千円	日額 290円
高圧汽かん、高圧配電線路及び高圧機器保守作業に従事する職員の特殊勤務手当	高圧汽かん、高圧配電線路及び高圧機器の保守作業に従事する職員	202千円	日額 260円
議会の速記事務に従事する職員の特殊勤務手当	議会の速記事務に従事する職員	－	1時間 1,030円
種雄牛及び雌牛の取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	種雄牛及び雌牛の交配作業等に従事する職員	155千円	日額 260円
狂犬病防疫作業等に従事する職員の特殊勤務手当	狂犬病予防法に基づく犬の殺処分、捕獲業務、予防注射等の業務に従事する職員	1,350千円	日額 290～1,100円

更生相談所の業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉に関する業務類似の業務に従事する職員	－	日額	260円
精神障害者等の調査を行う業務等に従事する職員の特殊勤務手当	精神障害者等に面接して行う調査等の業務に従事する職員	357千円	日額	290円
麻薬中毒者等の診察を行う業務等に従事する職員の特殊勤務手当	麻薬中毒者等の診察等の業務に従事する職員	－	日額	260円
污水管整備作業に従事する職員の特殊勤務手当	污水管等の保守作業で当該設備の中に身体を入れて行う作業に従事する職員	－	日額	260円
し尿処理施設立入検査の業務に従事する職員の特殊勤務手当	現に使用に供しているし尿処理施設の立入検査の業務に従事する職員	4千円	日額	260円
液化石油ガスメーター検定作業に従事する職員の特殊勤務手当	液化石油ガスメーターの検定作業に従事する職員	1千円	日額	260円
農業実習作業に従事する職員の特殊勤務手当	農業実習の科目を担当することを本務とする職員で実習の作業に従事する職員	938千円	日額	620～690円
毒劇物取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	毒物等を使用する室内作業のうち有害ガスの吸入等特に危険な化学分析作業に従事する職員	795千円	日額	290円
水防、災害復旧作業に従事する職員の特殊勤務手当	暴風雨下において破堤等の警戒巡視等の作業のうち特に危険な作業に従事する職員	364千円	日額	380～1,680円
水上作業に従事する職員の特殊勤務手当	ダム管理のために水上で行う流木等の除去作業又は水質の調査等の作業に従事する職員	－	日額	260円
製茶作業に従事する職員の特殊勤務手当	荒茶製造作業に従事する職員	35千円	日額	260円
用地買収等業務に従事する職員の特殊勤務手当	収用等が難行している用地等につき現地において直接その所有者等と相当時間交渉する業務に従事する職員	1,587千円	日額	760円
家畜防疫診療業務に従事する職員の特殊勤務手当	家畜の防疫又は診療の業務に従事する獣医師	3,252千円	日額	590～670円
道路の補修作業に従事する現業職員の特殊勤務手当	道路の補修作業に従事する現業職員	2,008千円	日額 (動物死体処理	300円 350円)

第 2-24 表

手当名	支給内容	支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	ア 配偶者 6,500円 イ 子 10,000円 ウ 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 エ 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子 1人につき5,000円加算
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給	家賃を支払っている場合 家賃12,000円以下 0円 家賃12,000円超 100円～30,000円 (国支給額 家賃16,000円以下 0円)
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給	ア 交通機関利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等相当額 イ 自動車等使用者 2km以上3km未満 2,600円 3km以上1kmまでごとに620円加算 (支給限度額55,000円) ウ アとイの併用者 アとイの合算額 (ア、ウについては、1箇月当たり60,000円を超える場合60,000円を超えた額の1/2の額を加算) (国支給限度額55,000円)
管理職手当	課長以上の職員等で、任命権者が特に必要と認める者に支給	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別の定額 (職務の級における最高号給の給料月額額の100分の25以内)
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難であると認められる職に採用された職員に支給	勤務地域に応じて支給 ア 医師(医(1)適用・大学卒業後35年以内) 1種 57,600～414,800円 2種 54,600～368,800円 3種 49,100～308,600円 4種 38,900～251,200円 5種 27,500～184,700円(京都市は5種) イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(医(1)以外適用・大学卒業後35年以内) 17,400～50,800円 ウ 獣医師(大学卒業後15年以内) 1種 3,000～45,000円 2種 3,000～30,000円(京都市は2種)
単身赴任手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活すること常況となった職員に支給	基礎額 30,000円 加算額 8,000～70,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離100km以上である場合、距離に応じ加算)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に存在する公署に勤務する職員に支給	(給料の月額+扶養手当の月額) ×支給割合(100分の4～25)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給	通常勤務1回につき 5,300円 特殊な業務 6,100円 (学生の生活指導業務等) 入院患者の病状急変に対処するための医師又は歯科医師の勤務 21,000円

休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務を命じられ勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×100分の135×勤務時間数
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられ勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間数
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員又は指定職給料表の適用される職員が臨時又は緊急その他の必要により週休日又は休日、週休日等以外の日の午前零時から午前5時に勤務した場合に支給	勤務1回につき 4,000～27,000円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給	給料月額×100分の7
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給	(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(100分の4～25)
産業教育手当	産業教育課程を置く高等学校で、実習を伴う産業に関する科目を担当する教職員等に支給	給料月額×支給割合(100分の6)
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教職員に対し支給	給料月額×支給割合(100分の6、管理職100分の4)
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員及び高等学校等に勤務する教育職員に支給	職務の級及び号給の別に応じ月額8,000円以内

(5) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

知事、副知事等の特別職の報酬等は、第2-25表のとおりです。特別職の報酬等の改定に当たっては、公共団体の代表、学識経験者等により構成する京都府特別職報酬等審議会の審議を経た上で改定されることとなっています。現在の額は、平成17年11月に同審議会の答申を受け、京都府議会の議決を得て改定したものです。

第2-25表

区 分		給料月額等		
給料	知 事	1,292,000円 (1,188,640円)		
	副知事	1,023,000円 (982,080円)		
報酬	議 長	1,120,000円		
	副議長	1,030,000円		
	議 員	960,000円		
期末手当	知 事	【3年度支給割合】		
	副知事	3.25 月分		
	議 長	【3年度支給割合】		
	副議長 議 員	3.20 月分		
退職手当	知 事	【算定方式】	【1期の手当額】	【支給時期】
	副知事	給料月額×在職月数×100分の62 給料月額×在職月数×100分の43	38,449,920円 21,114,720円	任期ごとに行うことができる

(注) 1 現在、給料の減額措置を講じており、() 書きは当該措置後の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

令和3年度決算における職員給与費及び職員給与費比率は、第2-26表のとおりです。

第2-26表

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	416,100	15,485	97,154	23.3	20.4
水道事業	4,622,301	662,136	442,264	9.6	3.1
工業用水道事業	275,949	31,200	48,738	17.7	19.3
流域下水道事業	13,135,695	△1,096,368	208,304	1.6	1.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	11	44,797	14,011	19,747	78,555	7,141	6,611
水道事業	51	203,101	49,600	84,447	337,148	6,611	6,760
工業用水道事業	6	22,042	5,223	8,691	35,956	5,993	6,358
流域下水道事業	54	216,655	67,508	89,868	374,031	6,927	6,447

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 特記事項

京都府の厳しい財政状況等を考慮し、臨時・緊急の措置として第2-27表のとおり給与の削減措置を講じています。

第2-27表

職 員	措置内容	削減期間
管理職員	行政職給料表9級以上 給料2%削減 行政職給料表8級以下 給料1.5%削減	令和3年4月1日～令和4年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

第2-28表

区分		平均年齢	平均基本給	平均月収額
電気事業	京都府	46.7 歳	333,551 円	588,603 円
	都道府県平均	45.0 歳	354,032 円	550,346 円
水道事業	京都府	48.1 歳	361,976 円	555,993 円
	都道府県平均	44.1 歳	357,391 円	563,334 円
工業用水道事業	京都府	49.7 歳	328,876 円	516,101 円
	都道府県平均	44.5 歳	347,296 円	528,656 円
流域下水道事業	京都府	50.4 歳	369,473 円	588,421 円
	都道府県平均	43.5 歳	359,396 円	537,156 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当とは、民間事業所のボーナスに相当する手当です。毎年6月と12月の2回に分けて支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。期末手当・勤勉手当の支給額、支給内容は第2-29表のとおりです。なお、支給内容は、一般行政職と同じです。

第2-29表

京都府		
1人当たり平均支給額	(3年度)	(都道府県平均)
電気事業	1,795 千円	1,514 千円
水道事業	1,656 千円	1,567 千円
工業用水道事業	1,449 千円	1,471 千円
流域下水道事業	1,577 千円	1,341 千円
(3年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
一般職員	2.40 月分	1.90 月分
特定管理職員	2.00 月分	2.30 月分
(再任用職員)	1.35 月分	0.90 月分
(加算措置の状況)		
管理職加算	10%、20%	
役職加算	5%～20%	

(注) 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

退職手当とは、職員が退職したときに支払われる一時金です。退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職事由に応じた支給率を乗じて計算した基本額に職務・職責に応じた調整額を加えた額が支給されます。退職事由は、定年・勧奨と自己都合に分けることができます。退職手当の支給率及び1人当たり平均支給額は第2-30表のとおりです。なお、支給率は一般行政職と同じです。

第2-30表

京都府		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
(1人当たり平均支給額)	(都道府県平均)	
電気事業	—	8,298 千円
水道事業	—	14,687 千円
工業用水道事業	—	6,629 千円
流域下水道事業	—	13,667 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当(令和4年4月1日現在)

地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して条例で定める地域区分に応じた支給されています。地域手当は、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に勤務する地域区分の支給割合を乗じた額を支給します。支給実績、1人当たり平均支給年額及び支給対象地域は、第2-31表のとおりです。なお、対象地域は一般行政職と同じです。

第2-31表

支給実績(3年度決算)	電気事業	3,198 千円
	水道事業	14,385 千円
	工業用水道事業	1,099 千円
	流域下水道事業	16,557 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	電気事業	290,727 円
	水道事業	282,059 円
	工業用水道事業	183,167 円
	流域下水道事業	295,661 円

(エ) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給されます。

特殊勤務手当の支給額については、第2-32-1表のとおりです。なお、特殊勤務手当の内容は第2-32-2表のとおりです。

第 2-32-1 表

支給実績（３年度決算）	電気事業	15 千円
	水道事業	117 千円
	工業用水道事業	24 千円
	流域下水道事業	12 千円
支給職員１人当たり平均支給年額 （３年度決算）	電気事業	3,750 円
	水道事業	6,882 円
	工業用水道事業	3,000 円
	流域下水道事業	3,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 （３年度）	電気事業	36.4 %
	水道事業	33.3 %
	工業用水道事業	72.7 %
	流域下水道事業	7.1 %
手当の種類（手当数）	電気事業	2 種類
	水道事業	2 種類
	工業用水道事業	1 種類
	流域下水道事業	2 種類

第 2-32-2 表

特殊勤務手当名称	主な支給対象職員 及び支給対象業務	支給実績 （３年度決算）	支給単価
坑内作業に従事する職員の 特殊勤務手当	トンネルの坑内でトンネル掘り 作業に従事する職員	9 千円	日額 560 円
高所作業に従事する職員の 特殊勤務手当	地上又は水面上 10m 以上の 足場の不安定な箇所等でダム等 の建設等の作業に従事する職 員	4 千円	日額 320 円
高圧汽かん、高圧配電線路 及び高圧機器保守作業に従 事する職員の特殊勤務手当	高圧汽かん、高圧配電線路及 び高圧機器の保守作業に従事 する職員	54 千円	日額 260 円
污水管整備作業に従事する 職員の特殊勤務手当	污水管等の保守作業で当該設 備の中に身体を入れて行う作 業に従事する職員	1 千円	日額 260 円
毒劇物取扱作業に従事する 職員の特殊勤務手当	毒物等を使用する室内作業の うち有害ガスの吸入等特に危 険な化学分析作業に従事する 職員	98 千円	日額 290 円
用地買収業務に従事する職 員の特殊勤務手当	収用等が難航している用地等 につき現地において直接その 所有者等と相当期間交渉する 業務に従事する職員	12 千円	日額 760 円

(オ) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、勤務した職員に対して支給される手当です。管理職手当の支給がある職員には支給されません。時間外勤務手当の支給額については、第2-33表のとおりです。

第 2-33 表

支給実績（3年度決算）	電気事業	2,274 千円
	水道事業	10,692 千円
	工業用水道事業	2,070 千円
	流域下水道事業	25,479 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （3年度決算）	電気事業	0 284 千円
	水道事業	0,238 千円
	工業用水道事業	0,345 千円
	流域下水道事業	0,531 千円
支給実績（2年度決算）	電気事業	1,749 千円
	水道事業	9,870 千円
	工業用水道事業	2,016 千円
	流域下水道事業	19,802 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （2年度決算）	電気事業	0 219 千円
	水道事業	0 219 千円
	工業用水道事業	0,336 千円
	流域下水道事業	0 396 千円

(注) 職員 1 人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(カ) その他の手当

支給実績は第 2-34 表のとおりです。手当の内容については、一般行政職と同じです。

第 2-34 表

区 分		支給実績 (3 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (3 年度決算)
扶養手当	電気事業	837 千円	167,400 円
	水道事業	6,164 千円	256,833 円
	工業用水道事業	378 千円	126,000 円
	流域下水道事業	6,904 千円	246,571 円
住居手当	電気事業	2,048 千円	341,333 円
	水道事業	3,888 千円	324,000 円
	工業用水道事業	690 千円	345,000 円
	流域下水道事業	2,936 千円	326,222 円
通勤手当	電気事業	2,699 千円	245,364 円
	水道事業	8,091 千円	165,122 円
	工業用水道事業	948 千円	158,000 円
	流域下水道事業	8,900 千円	167,925 円
管理職手当	電気事業	2,888 千円	962,667 円
	水道事業	5,838 千円	973,000 円
	工業用水道事業	—	—
	流域下水道事業	6,169 千円	771,125 円
単身赴任手当	電気事業	—	—
	水道事業	—	—
	工業用水道事業	—	—
	流域下水道事業	—	—
宿日直手当	電気事業	—	—
	水道事業	—	—
	工業用水道事業	—	—
	流域下水道事業	—	—
休日勤務手当	電気事業	41 千円	20,500 円
	水道事業	395 千円	49,375 円
	工業用水道事業	14 千円	7,000 円
	流域下水道事業	497 千円	15,531 円
管理職員特別 勤務手当	電気事業	11 千円	11,000 円
	水道事業	30 千円	30,000 円
	工業用水道事業	—	—
	流域下水道事業	54 千円	9,000 円

(7) 技能労務職員の給与等の現状及び見直しに向けた取組方針

ア 現 状

京都府の技能労務職員の給与等の現状は、次のとおりとなっています。

(ア) 職種ごとの平均年齢・職員数・平均給与月額及び民間類似職種(非正規含む)との比較

第 2-35 表

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種 (非正規を含む)	平均 年齢	平均給与 月額 B	A/B
京 都 府	57.1 歳	124 人	357,137 円	404,468 円	388,613 円	—	—	—	—
うち用庁務	56.9 歳	43 人	354,791 円	394,419 円	386,349 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.67
うち 自動車運転	57.6 歳	12 人	332,500 円	381,167 円	365,750 円	自家用乗用 自動車運転者	57.0 歳	260,500 円	1.46
うち保安	57.8 歳	3 人	374,333 円	464,333 円	425,333 円	守 衛	51.1 歳	255,500 円	1.82
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
京 都 府	—	—	—
うち用庁務	7,262,686 円	3,187,900 円	2.28
うち自動車運転	6,478,308 円	3,463,200 円	1.87
うち保安	6,947,021 円	3,445,300 円	2.02

(注) 1 平均給料月額とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われるすべての諸手当の額を合計したものです。

3 平均給与月額（国比較ベース）とは、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

4 第2-35表の「民間」の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており、公務員の職種と民間の職種の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態、給与形態等の点において同一条件のもとで比較したものではなく、調査上の諸条件が公務員の給与実態調査によるものと異なっていることに注意が必要です。

○賃金構造基本統計調査 ・企業規模10人以上の事業所の常用労働者（非正規労働者を含む。）を対象

・労働時間が8時間未満（5時間以上）の労働者も調査対象

・1箇月を超える期間を定めて雇用されている労働者や日々又は1箇月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された者も調査対象

5 第2-35表の「年収ベース（試算値）の比較」の「公務員 C」及び「民間 D」の数値は、平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

6 都道府県平均データは、令和 5 年 3 月に総務省から提供のあった数値を記載しています。

(イ) 職種別・年齢別の職員数・平均給与月額

第 2-36 表

年 齢		～17 歳	18～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
全技能労務職員	職 員 数	-	-	-	-	-	-
	構 成 比	-	-	-	-	-	-
	平均給与月額	-	-	-	-	-	-
	うち用庁務	職 員 数	-	-	-	-	-
	平均給与月額	-	-	-	-	-	-
	うち自動車運転	職 員 数	-	-	-	-	-
	平均給与月額	-	-	-	-	-	-
	うち保安	職 員 数	-	-	-	-	-
	平均給与月額	-	-	-	-	-	-

年 齢		40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	合計・平均
全技能労務職員	職 員 数	2 人	6 人	29 人	51 人	36 人	124 人
	構 成 比	1.6%	4.8%	23.4%	41.2%	29.0%	100.0%
	平均給与月額	*	399,017 円	412,687 円	418,583 円	377,357 円	404,476 円
	うち用庁務	-	3 人	11 人	18 人	11 人	43 人
		-	406,487 円	403,090 円	409,389 円	357,937 円	394,413 円
	うち自動車運転	-	-	3 人	5 人	4 人	12 人
		-	-	440,168 円	428,361 円	277,805 円	381,127 円
	うち保安	-	-	1 人	1 人	1 人	3 人
		-	-	*	*	*	463,943 円

(注) 1 平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当等、月ごとに支払うこととされているすべての諸手当を含んだ額です。

2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合は平均給与月額の欄をアスタリスク * としています。

(ウ) 任命権者別の職員数

第 2-37 表

	知事部局等	教育委員会	警察本部	合 計
全技能労務職員	66 人	51 人	7 人	124 人
うち用庁務	6 人	36 人	1 人	43 人
うち自動車運転	12 人	-	-	12 人
うち保安	3 人	-	-	3 人

(エ) その他

- ・給料表 技能労務職員の給料表については、国家公務員の行政職俸給表(二)の給料表に準じた給料表を適用しています。
- ・昇給基準 毎年 1 月 1 日に勤務成績を判定の上、4 号給 (55 歳 (定年年齢が 63 歳である職員にあっては 57 歳) 超の職員にあっては 2 号給) を標準として昇給を実施しています。
- ・諸手当 一般職員に準じて、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当を支給しています。なお、退職手当についても、一般職員に準じて支給しています。

イ これまでの取組状況

京都府の技能労務職員の給与については、これまでから人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定の取扱いを踏まえた改定等を実施してきており、給与構造改革の導入など、一般職員と同様の適正化に取り組んできたところです。

また、業務の執行方法や執行体制のあり方の見直しを進めてきており、この結果、令和 4 年度までの過去 22 年間で約 87.1% を超える職員数の削減を実現しています。

(ア) 給与構造改革

給料表の全面改定及び給与水準の大幅な引下げ (平均△5.8%) 【平成 18 年 4 月～】

- (イ) 地域手当の見直し
調整手当の廃止及び地域手当の創設と支給率の引下げ（平均△1.2%）【平成18年4月～】
更なる支給率の引下げ（平均△0.8%）【平成22年4月～】

- (ウ) 特殊勤務手当の見直し
手当の廃止（1手当）及びすべての月額手当を日額化【平成19年4月～】

- (エ) 業務の見直しによる人員削減
業務の執行方法や執行体制のあり方を見直し、外部委託を推進すること等により、知事部局等では平成12年度から、教育委員会・警察本部では平成17年度から新規採用を行っていないところであり、令和4年度までの過去22年間で約87.1%（840人）を超える職員数を削減しています。
（技能労務職員数の推移）

第2-38表

年 度	平成12年度	令和4年度	差 引
職 員 数	964人	124人	△840人（△87.1%）

※公立大学法人化に伴う減員分を含む。

- (オ) 府立2大学の公立大学法人化
平成20年度からの京都府立医科大学及び京都府立大学の公立大学法人化に伴い、技能労務職員133名、平成25年度の与謝の海病院の京都府立医科大学の附属化に伴い、技能労務職員9名を削減しています。

第2-39表

年 度	平成19年度	平成20年度	平成25年度	差 引
知事部局	457人	300人	187人	△270人 うち、公立大学法人化に伴う減 △133人（前年度比 △29.1%） うち、与謝の海病院の附属化に伴う減 △9人（前年度比 △4.1%）

ウ 今後の取組方針

- (ア) 基本的な考え方

京都府では、景気低迷による税収減や高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増加など行財政を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成11年度以来、3次にわたる行財政改革を実行し、財政の健全化を実現してきました。こうした中で、今後ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくために、引き続き、府民サービスの質をひときわ高め、府民の皆様に高い満足を感じていただける府政運営を目指すこととします。

この経営改革の取組みの中で、技能労務職員についても給与構造改革や定数削減に努めているところですが、技能労務職員に準用されている地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定に則して、技能労務職員の給与等について今後とも総合的な点検を進めていくこととします。

※ 地方公営企業法第38条第3項

企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

- (イ) 具体的な取組内容

上記の基本的な考え方に基づき、今後、次のような具体的な取組を進めていくこととしています。

- ・給与構造改革の推進と給料表の見直し
平成18年度から実施している給与構造改革の取組を引き続き推進するとともに、同一又は類似の職種の国家公務員との均衡を考慮して、平成26年4月から国家公務員の行政職俸給表（二）の給料表に準じた給料表を適用しています。
- ・諸手当の適正化
技能労務職員に支給される諸手当について、これまでから点検・見直しを進めてきましたが、更に適正化に取り組んでいきます。
- ・業務の見直しと職員定数の削減
各種業務のあり方を点検・分析し、サービスの質とコストとの分析比較により効率性が拡大する

と判断され、かつ公務執行上の特段の支障が認められない業務については、今後とも外部委託を進めていくこととします。

また、業務の見直しを進める一方、職員の適性に応じて、人事委員会による選考手続きを経て行う行政職への職種変更を実施しました。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間その他の勤務条件については、その重要性から地方公務員法において給与と同じく国や他の地方公共団体の職員との均衡を考慮しなければならないこととなっており、また条例でこれを定めることとされています。

京都府の勤務時間その他の勤務条件の状況は、以下のとおりです。

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

京都府職員の一般的な勤務時間等については、「職員の給与等に関する条例」等により第3-1表のとおり定められています。

なお、業務の性質上必要がある場合には、別途勤務時間等を定めています。

第3-1表

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日及び土曜日）				
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日				

(2) 年次休暇の取得状況（令和3年）

年次休暇については、「職員の給与等に関する条例」等により1暦年につき20日（当該年の途中で新たに職員となった者については、その年の在職期間に応じた日数）与えられ、また、当該年に取得しなかった日数については20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています。

京都府における令和3年の年次休暇の取得状況は、第3-2表のとおりです。

第3-2表

任命権者	総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	対象職員数(人)	平均取得日数(日)	消化率(%)
知事部局等	115,164.5	34,528.4	3,085	11.2	30.0
教育委員会	164,714.7	56,843.3	4,534	13.1	34.5
警察本部	253,856.0	115,553.0	6,677	17.3	45.5

(注) 対象職員数は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業を取得した者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況（令和4年4月1日現在）

特別休暇は、あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に与えられる休暇であり、その内容は「職員の給与等に関する条例」等に規定されています。

令和4年4月1日現在の京都府の特別休暇の内容は、第3-3表のとおりです。

第 3-3 表

種 類	日 数
感染症予防法に基づく交通の制限又は遮断	必要と認められる期間
非常災害罹災、交通遮断等による勤務不能	必要と認められる期間
交通機関の事故等による不可抗力	必要と認められる期間
退勤途上における危険回避	必要と認められる期間
官公署の呼出	必要と認められる期間
公民権の行使、義務の履行	必要と認められる期間
結婚	5 日以内
不妊治療	年間 6 日以内
妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員の保健指導・健康診査	1 日を超えない範囲内
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1 日 1 時間以内
妊娠障害	3 週間以内で必要と認められる期間
出産	出産予定日前後 8 週間
生理	1 回について 2 日以内
生後 1 年 6 月未満の子の育児	1 日 90 分以内
配偶者の出産	3 日以内
配偶者出産時の当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	配偶者の出産予定日前後 8 週間において 5 日以内
満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子の看護等	年間 7 日以内（子を 2 人養育する場合は 10 日、子を 3 人以上養育する場合は 3 人目以降の子 1 人につき 1 日を加算）
要介護者の介護等	年間 5 日以内（2 人以上の要介護者の世話をを行う場合は 10 日以内）
父母の祭日	1 日以内でその都度必要と認められる期間
親族の死亡	7 日～1 日の期間内
夏季休暇	6 月～9 月の間で年間 5 日以内
骨髄バンクへの登録及び骨髄提供	必要と認められる期間
社会貢献活動	年間 6 日以内

(4) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的とした制度であり、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に規定されています。育児休業は、子が3歳に達する日まで最長3年間休業することができる制度、部分休業は職員が育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度、育児短時間勤務は定められた勤務形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

京都府における令和3年度の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は、第3-4表、第3-5表、第3-6表及び第3-7表のとおりです。

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

第3-4表
【知事部局等】

			育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に 新たに育児休業 等が取得可能と なった職員数
男性職員	取得者実数		39	0	9	75
	うち新規取得		37	0	4	
	うち継続取得	R2年度以前から継続	1	0	5	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	1	0		
		子の出生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0			
女性職員	取得者実数		138	7	40	67
	うち新規取得		69	5	23	
	うち継続取得	R2年度以前から継続	69	2	17	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の出生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0			
計	取得者実数		177	7	49	142
	うち新規取得		106	5	27	
	うち継続取得	R2年度以前から継続	70	2	22	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	1	0		
		子の出生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0			

【教育委員会】

			育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に 新たに育児休業 等が取得可能と なった職員数
男性職員	取得者実数		35	0	12	126
	うち新規取得		32	0	4	
	うち継続取得	R2年度以前から継続	2	0	8	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の出生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1			
女性職員	取得者実数		202	43	72	93
	うち新規取得		95	23	41	
	うち継続取得	R2年度以前から継続	107	20	31	
	条例で定める特別の事情による再度		0	0		

	うち再度取得	の取得				
		子の誕生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0			
計	取得者実数		237	43	84	219
	うち新規取得		127	23	45	
	うち継続取得	R2 年度以前から継続	109	20	39	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の誕生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1			

【警察本部】

			育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和 3 年度中に 新たに育児休業 等が取得可能と なった職員数
男性職員	取得者実数		40	0	4	357
	うち新規取得		37	0	2	
	うち継続取得	R2 年度以前から継続	2	0	2	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の誕生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1			
女性職員	取得者実数		143	1	106	50
	うち新規取得		50	1	30	
	うち継続取得	R2 年度以前から継続	93	0	76	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の誕生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	0			
計	取得者実数		183	1	110	407
	うち新規取得		87	1	32	
	うち継続取得	R2 年度以前から継続	95	0	78	
	うち再度取得	条例で定める特別の事情による再度の取得	0	0		
		子の誕生日以後 57 日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得	1			

イ 育児休業承認期間

第 3-5 表

【知事部局等】

区分 \ 期間	6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超 3 年以下	合 計
男性職員	36	1	0	0	0	0	37
女性職員	5	26	16	19	0	3	69
計	41	27	16	19	0	3	106

【教育委員会】

区分 \ 期間	6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超 3 年以下	合 計
男性職員	18	7	3	0	0	0	28
女性職員	5	33	20	24	6	7	95
計	23	40	23	24	6	7	123

【警察本部】

区分 \ 期間	6 月以下	6 月超 1 年以下	1 年超 1 年 6 月以下	1 年 6 月超 2 年以下	2 年超 2 年 6 月以下	2 年 6 月超 3 年以下	合 計
男性職員	18	2	1	0	0	0	21
女性職員	1	20	4	8	4	13	50
計	19	22	5	8	4	13	71

(注) この表は、令和 2 年度中に新たに育児休業を取得した職員を対象としたものです。

ウ 部分休業承認期間

第 3-6 表

【知事部局等】

区分 \ 期間	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超	合 計
男性職員	4	0	0	0	0	0	4
女性職員	15	5	3	0	0	0	23
計	19	5	3	0	0	0	27

【教育委員会】

区分 \ 期間	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超	合 計
男性職員	2	0	0	1	0	1	4
女性職員	26	13	1	0	1	0	41
計	28	13	1	1	1	1	45

【警察本部】

区分 \ 期間	1 年以下	1 年超 2 年以下	2 年超 3 年以下	3 年超 4 年以下	4 年超 5 年以下	5 年超	合 計
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	30	0	0	0	0	0	30
計	32	0	0	0	0	0	32

(注) この表は、令和 3 年度中に新たに部分休業を取得した職員を対象としたものです。

エ 育児短時間勤務承認期間

第 3-7 表

【知事部局等】

区分 \ 期間	3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	2	3	5
計	0	0	2	3	5

【教育委員会】

区分 \ 期間	3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	3	18	23
計	1	1	3	18	23

【警察本部】

期間 区分	3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	0	1
計	0	1	0	0	1

(注) この表は、令和 3 年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員を対象としたものです。

(5) 介護休暇の状況

介護休暇は、職員が要介護者の介護を行う場合に認められる休暇であり、「職員の給与等に関する条例」等において、介護を必要とする状態ごとに連続する 6 月の期間内で必要と認められる期間取得することができる旨規定されています。

京都府における令和 3 年度の介護休暇の取得状況は、第3-8表及び第3-9表のとおりです。

ア 介護休暇の取得者数

第 3-8 表

【知事部局等】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0

【教育委員会】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	2	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	7	1	5	1	0	0	0	0	0
計	9	2	6	1	0	0	0	0	0

【警察本部】

区 分	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	5	3	1	1	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	3	1	1	0	0	0	0	0

イ 介護休暇の承認期間

第 3-9 表

【知事部局等】

期間 区分	合 計	1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超 6 月以下
男性職員	1	0	1	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0

【教育委員会】

期間 区分	合 計	1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超 6 月以下
男性職員	2	0	2	0	0	0	0
女性職員	7	3	3	1	0	0	0
計	9	3	5	1	0	0	0

【警察本部】

期間 区分	合 計	1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超 6 月以下
男性職員	5	2	2	0	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	5	2	2	0	0	0	1

4 分限及び懲戒処分状況

地方公務員法では、職員に対する不利益処分として分限処分及び懲戒処分を規定しています。

分限処分は、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、一定の事由がある場合に職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分です。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、職員の道義的責任を問うことにより公務における規律と秩序を維持することを目的に行う処分です。

京都府における令和3年度分限処分及び懲戒処分の状況は、第4-1表及び第4-2表のとおりです。

(1) 分限処分手事由別処分者数（令和3年度）

第4-1表

【知事部局等】

処分事由 \ 処分の種類 (人)	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	34 (50)		34 (50)
職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)		0 (0)
条例で定める事由による場合			0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)	34 (50)	0 (0)	34 (50)

- (注) 1 降任とは、職員が現に有する職よりも下位の職に任命する処分です。
 2 免職とは、その職を失わせる処分です。
 3 休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分です。
 4 降給とは、職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分です。
 5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。
 6 () 内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分事由 \ 処分の種類 (人)	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	160 (158)		160 (158)
職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合			0 (1)		0 (1)
条例で定める事由による場合			0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)	160 (159)	0 (0)	160 (159)

【警察本部】

処分の種類 (人)	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分事由					
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	49 (43)		49 (43)
職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)		0 (0)
条例で定める事由による場合			0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)	49 (43)	0 (0)	49 (43)

(2) 懲戒処分事由別処分者数 (令和3年度)

第4-2表

【知事部局等】

処分の種類 (人)	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分事由					
給与・任用に関する不正関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
公務外非行関係 (傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (3)
収賄等関係(収賄、横領等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監督者責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (1)	2 (1)	1 (2)	0 (0)	3 (4)

- (注) 1 戒告とは、職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。
2 減給とは、一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。
3 停職とは、職員を懲罰として職務に従事させない処分です。
4 免職とは、職員を懲罰として勤務関係から排除する処分です。
5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。
6 () 内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分の種類 (人)	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分事由					
給与・任用に関する不正関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (0)
公務外非行関係 (傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
収賄等関係(収賄、横領等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
監督者責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (0)

【警察本部】

処分の種類 (人)	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分事由					
給与・任用に関する不正関係	1 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	6 (0)
一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (1)
公務外非行関係 (傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
収賄等関係(収賄、横領等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
監督者責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	0 (3)	6 (0)	1 (0)	8 (4)

5 服務の状況

(1) 綱紀保持の取組の状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の義務が課されているところです。

京都府においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達等により綱紀の保持を図るとともに、各種の研修の場を通じて公務員倫理の周知徹底を図っています。

(2) ハラスメント防止対策の状況

京都府においては、職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止・排除のため、職員及び所属長の責務や問題への適切な相談対応等を規定し、相談窓口を設置するとともに各種の研修等の場を通じて全職員への周知徹底を図っています。

(3) 営利企業等への従事許可の状況

地方公務員は、職務への専念、職務の公正確保及び職員の品位保持の観点から、営利企業等への従事が原則として禁止されているところです。

しかし、例外的に職務遂行上能率の低下を来すおそれがないこと、地方公共団体と利害関係を生じたり職務の公正を妨げるおそれがないこと又は職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことを要件として、任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等への従事が認められています。

京都府における令和3年度の営利企業等への従事許可の状況は、第5-1表のとおりです。

第5-1表

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	0 件	0 件	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0 件	0 件	122 件
上記以外で報酬を得て事業又は事務に従事するもの	69 件	155 件	58 件
合 計	69 件	155 件	180 件

(注) 知事部局等、教育委員会は令和3年度に新規に申請のあった事案について、警察本部は同一案件であっても毎年許可を行っています。

(4) 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に、再就職者による依頼等の規制等を導入する地方公務員法の改正が施行され、これに合わせて、京都府でも「職員の退職管理に関する条例」を制定・施行し、職員の退職管理の適正化を図っているところです。

ア 再就職者による依頼等の規制（地方公務員法第38条の2、条例第2条）

営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への契約や処分に関する事務について依頼等（働きかけ）を行うことは禁止されています。

また、依頼等（働きかけ）を受けた現職職員は、人事委員会に届出を行うことが義務付けられています。

イ 任命権者への届出（地方公務員法第38条の6、条例第3条）

管理職職員であった者が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合には、任命権者に届出を行うことが義務付けられています。

6 研修及び人事評価の状況

地方公務員法においては、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えること及び勤務成績の評定を行うことを任命権者に義務付けています。

京都府における研修及び勤務成績の評定の実施状況については、以下のとおりです。

(1) 研修の実施状況（令和3年度）

第6-1表

【知事部局等】

区 分		研 修 名 等
職員研修・研究支援センター研修	職務基本研修 (1,524人)	新規採用職員研修(前期・後期)、採用3年目職員研修、採用5年目職員研修、新任監督者(係長等)研修、新任管理者研修、管理職研修(人権・コンプライアンス)、新規採用会計年度任用職員等研修
	実務支援研修 (514人)	政策法務研修(基礎・応用)、クレーム対応能力向上研修、手話研修、情報化研修
	能力開発研修 (96人)	ファシリテーションスキル研修、問題解決法研修、仕事の効率アップ研修
	特別研修 (643人)	行政専門研修、京滋合同職員研修、女性向けキャリア形成支援研修、女性活躍研修((京都ウィメンズベース事業):管理職予備層向け研修)、仕事と育児の両立支援セミナー、組織経営能力向上研修、仕事の捌き方トレーニング研修、キャリア形成支援研修、再任用希望者研修、再任用職員研修
	職場学習(OJT)支援 (99人)	新規採用職員指導者研修
	人権研修 (1,707人)	人権問題職場研修指導者・主任研修(指導者・主任(新任)、指導者(人権大学講座))、特別研修(人権問題特別研修、人権問題参加型研修)
派遣研修	自治大学校派遣研修 (3人)	第一部課程、税務専門課程(税務・徴収コース)
	上記以外の派遣研修 (2人)	民間企業等派遣研修
職場研修		職場研修(OJT)の手引きの作成及び指導者研修 (職場研修(OJT)は、各職場において、管理・監督者が職員に対し職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させる上で極めて重要であることから、職場研修(OJT)の手引きの活用や指導者を対象とした研修の実施などにより、職場研修の効果的な推進を図っている。)
自主研修		通信教育、自治大e-ラーニング、簿記研修(2級・3級講座)

(注)「区分」の()内の数値は、令和2年度における受講人数を示しており、教育委員会事務局の職員を含みます。

【教育委員会】

区 分		研 修 名
総合教育センター	基本研修 (11,135人)	初任者研修・新規採用者研修、2～6年目研修、10年経験者研修
	専門研修 (6,217人)	指導者養成研修、教科研修、領域研修、職能別研修
	特別研修 (85人)	課題別研修
派遣研修 (103人)		中央研修、大学・大学院・研修機関への長期派遣研修、民間企業等派遣研修
その他		各学校内における研修

(注)教育委員会事務局の職員の研修については、知事部局等に計上しています。

【警察本部】

区 分		研 修 名
学校教養 (1,587人)	採用時教養 (500人)	初任科、初任補修科、一般職員初任科
	昇任時教養 (362人)	警部任用科（本課程・特別集中課程）、課長補佐任用科、警部補任用科、 巡査部長任用科、係長任用科、主任任用科
	部門別任用科 (102人)	生活安全任用科、刑事任用科、交通任用科、警備任用科
	専科教養等 (611人)	警察運営科、特別捜査幹部科、職務質問技能伝承専科等
	語学研修 (12人)	韓国語課程、中国語課程、ロシア語課程、ベトナム語課程、アラビア語課程
職場研修 (入校を伴わない研修)		新任副署長研修会、当直長研修会、新任評価担当幹部研修会、ライフプランセミナー等

（２）職員の人事評価の状況

地方公務員法では、任命権者は能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的の実施し、その結果に応じた措置を講じることとされています。

知事部局等では、職員の能力・資質等を総合的に把握し、適正な任用、適材適所の人事配置等に努めているところです。職員が職務行動を通じて発揮した能力や努力を適正に把握し、人材育成をはじめ業務の執行管理や改善に活用するとともに、適材適所の人事配置・処遇につなげていくための仕組みとして人事評価制度に取り組んでおり、管理職については平成19年度から、管理職以外については平成25年度から、再任用職員、臨時的任用職員については平成28年度から、人事評価の結果を給与等処遇に反映しているところです。

教育委員会においては、教職員の育成及び資質能力の向上を図り、学校組織の活性化を目的として、平成18年度から教職員評価制度を実施し、平成28年度からは、改正地方公務員法に基づき、能力及び実績に基づく人事評価を実施しています。また、管理職については平成21年度から、管理職以外については平成25年度から査定評価の結果を給与等に反映しているところです。

警察本部においては、組織の活性化を図るため、平成28年10月から人事評価を能力評価と業績評価の二つに分けて実施し、その結果を給与等に反映するとともに、職員の公正な処遇、能力開発及び業務実績の向上に努めているところです。

7 福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法においては、職員の生活及び身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、福利厚生制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する審査請求制度が定められています。

また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。京都府における職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりです。

(1) 福利厚生・安全衛生管理制度

地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生事業を実施しています。

また、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法及び関係法令並びに各任命権者の安全衛生関係規程に基づき、安全衛生管理体制や作業環境の整備を図るとともに、定期健康診断をはじめとする各種の健康診断や、健康教育、健康相談、保健指導等を実施しています。

第7-1表

【知事部局等】

項 目	内 容	令和3年度実績額 (一般会計)
福利厚生事業	職員ふれあいフェスタの実施	56 千円
職員住宅等	・職員住宅 307 戸(令 4.4.1 現在)の管理 ・職員福利厚生センター及び総合庁舎の福利厚生施設の管理	11,689 千円
健康管理事業	定期健康診断(※災害復旧支援業務従事職員健康診断含む)、 特殊業務従事職員健康診断、人間ドック、メンタルヘルス対策等の 健康管理事業の実施 (健康診断の受診者数)	92,996 千円
	定期健康診断	2,617人 (2,644人)
	特殊業務従事職員健康診断	延べ0,599人 (延べ0,654人)
	人間ドック等	1,831人 (1,800人)

【教育委員会】

項 目	内 容	令和3年度実績額 (一般会計)
教職員住宅	教職員住宅 64 戸(令 4.4.1 現在)の管理	2,261 千円
健康管理事業	定期健康診断、特殊業務従事職員健康診断、人間ドック等の健康管 理事業の実施 (健康診断の受診者数)	98,015 千円
	定期健康診断	3,248人 (3,278人)
	特殊業務従事職員健康診断	延べ1,483人 (延べ1,596人)
	人間ドック等	5,500人 (5,057人)

【警察本部】

【営業本部】

項 目	内 容	令和３年度実績額 (一般会計)	
健康管理事業	定期健康診断、特殊業務従事職員健康診断、人間ドック等の健康管理事業の実施	167,438 千円	
	(健康診断の受診者数)		
	定期健康診断		2,410人 (2,428人)
	特殊業務従事職員健康診断		延べ 361人 (延べ 349人)
	人間ドック等		4,852人 (4,772人)

(注) 1 各任命権者が健康診断を実施している特殊業務は次のとおりです。

知事部局等

高気圧業務、放射線業務、有機溶剤業務、鉛業務、特定化学物質業務、粉じん作業、菌等に対する有害業務、自動車等運転業務、草刈業務等、V D T 作業、血液取扱業務

教育委員会

有機溶剤業務、鉛業務、特定化学物質等業務、粉じん作業、自動車等運転業務、V D T 作業、介護業務

警察本部

高気圧業務、爆発物処理業務、V D T 作業、指紋分析図化作業業務、鉛業務、航空・船舶業務、有機溶剤・特定化学物質業務

2 () 内の数値は、前年度実績です。

第 7-2 表

項 目	互助団体名	職員互助会	教職員互助組合	警察職員 福利厚生会
会員数 (令 3.10.1 現在)		4,797 人	16,951 人	7,319 人
事業費補助金	令和３年度実績	0 千円	0 千円	0 千円
	令和４年度予算	0 千円	0 千円	0 千円

(2) 共済制度

第 7-3 表

地方公務員等共済組合法に基づく地方職員共済組合等に対する地方公共団体の負担金率

(一般組合員・令和４年４月１日現在)

区 分		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
標準報酬月額 標準期末手当等額	短期給付	44.13/1000	42.20/1000	35.23/1000
	介護保険	8.70/1000	8.90/1000	7.34/1000
	福祉事業	1.28/1000	1.22/1000	1.22/1000
	厚生年金 保険給付	133.10/1000	131.50/1000	131.50/1000
	退 職 等 年金給付	7.50/1000	7.50/1000	7.50/1000
	経 過 的 長期給付	0.1105/1000	0.1001/1000	0.1001/1000

(3) 恩給

第 7-4 表

恩給法及び京都府吏員恩給条例の適用を受ける者への給付

区 分	受 給 者 数 (R4.3 末)	支 給 金 額 (一 般 会 計)
知事部局等	17 人	16,118 千円
教育委員会	27 人	29,688 千円
警察本部	79 人	82,692 千円
計	123 人	128,498 千円

(4) 公務災害及び通勤災害の認定件数

地方公務員災害補償法に基づき、京都府職員総務課内に地方公務員災害補償基金京都府支部を設置し、公務災害及び通勤災害の認定、補償等の事務を行っています。

ア 公務災害認定件数（令和 3 年度）

第 7-5 表

区 分	負 傷 (件)	疾 病 (件)	合 計 (件)
知事部局等	19 (19)	4 (0)	23 (19)
教育委員会	81 (80)	7 (5)	88 (85)
警察本部	39 (61)	4 (5)	43 (66)
計	139 (160)	15 (10)	154 (170)

(注) 1 公務上の災害として認定（新規）した件数を記載しています。

2 () 内の数値は、前年度実績です。

イ 通勤災害認定件数（令和 3 年度）

第 7-6 表

区 分	件 数
知事部局等	9 (2)
教育委員会	6 (3)
警察本部	12 (12)
計	27 (17)

(注) 1 通勤による災害として認定（新規）した件数を記載しています。

2 () 内の数値は、前年度実績です。

- ウ 地方公務員災害補償基金負担金
 (地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金)
 (令和3年度確定負担金)

第7-7表

区 分	金 額
知事部局等	30,736 千円 (31,055 千円)
教育委員会	78,174 千円 (76,539 千円)
警察本部	190,600 千円 (182,208 千円)
計	299,510 千円 (289,802 千円)

(注) () 内の数値は、前年度実績です。

(5) 措置要求及び審査請求の状況

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求の制度により保護されています。勤務条件に対する措置要求は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分についての審査請求は不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して審査請求を行うことができる制度です。

これらの制度の状況は、「令和3年度京都府人事委員会の業務の状況」3及び4のとおりです。

第 2 部 令和 3 年度京都府人事委員会の業務の状況

京都府人事委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 及び地方公務員法第 7 条の規定により、条例で設置された独立した人事行政の専門機関です。

その業務内容は、地方公務員法第 8 条に定められており、

- 1 職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考を行うこと。
- 2 給与等の勤務条件に関する調査・研究、知事等への報告・勧告を行うこと。
- 3 勤務条件に関する措置要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- 4 不利益な処分についての審査請求に対する裁決を行うこと。

などの業務を行っています。

令和 3 年度の業務の概要は、次のとおりです。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

職員の採用は、地方公務員法第17条の2第1項の規定により、原則として競争試験によるものとされており、職員（一類、二類及び警察事務）、公立学校職員及び警察官の各採用試験を行っています。競争試験とは、特定の職に就けるために不特定多数の者の中から能力の実証により、適格者の選抜を行う方法のことです。

また、地方公務員法第21条の4第1項の規定により、警察官の昇任のための競争試験（昇任試験）も行っています。

ア 職員採用試験
第1-1表

試験区分		採用 予定人数	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a/b)	(参考) 採用者数
一 類	行政 A	人	人	人	人	人	人	倍	人
	行政 B	150	548	360	226	222	174	2.1	128
	行政 A（10月）		159	57	18	18	7	8.1	5
	福祉	5	48	27	15	15	6	4.5	5
	電気・電子・情報工学	若干名	22	13	10	10	8	1.6	8
	電気・電子工学（警察）	若干名	9	4	4	4	3	1.3	1
	機械	若干名	1	1	1	1	1	1.0	1
	機械（第3回）	若干名	5	1	1	1	1	1.0	1
	総合土木（先行実施枠）	若干名	4	2	2	2	2	1.0	1
	総合土木	15	96	49	42	35	29	1.7	12
	総合土木	25	17	4	1	1	1	4.0	1
	総合土木(第2回)	20	42	20	19	15	13	1.5	10
	総合土木(第4回)	15	19	9	7	6	4	2.3	3
	建築	若干名	13	5	4	4	4	1.3	4
	化学	5	17	8	7	6	4	2.0	2
	農業	10	29	21	17	16	11	1.9	9
	畜産	若干名	4	3	3	3	3	1.0	3
	林業	10	18	12	10	10	9	1.3	9
	水産	若干名	8	6	3	3	1	6.0	1
	環境	若干名	3	0	-	-	-	-	-
	薬剤師 I	若干名	11	7	6	6	2	3.5	2
	獣医師	5	6	6	5	5	4	1.5	4
	小計	280	1,079	615	401	383	287	2.1	210
二 類	事務	15	39	29	23	22	16	1.8	11
	農業	若干名	3	3	3	3	2	1.5	2
	林業	若干名	2	1	1	1	1	1.0	1
	土木	5	6	4	3	3	3	1.3	1
	小計	22	50	37	30	29	22	1.7	15
就職氷河期世代を対象とした採用試験		若干名	136	96	44	40	9	10.7	9
学校事務職員		30	346	224	113	108	50	4.5	43
学校図書館司書		若干名	32	28	12	12	4	7.0	4
学校施設管理職員		若干名	16	12	6	6	3	4.0	3
警察事務職員		25	269	172	57	54	16	10.8	7
合 計			1,928	1,184	663	632	391	3.0	291

（注）採用者数は、令和4年4月1日現在のものです。ただし、一類採用試験（第4回・総合土木）については令和4年6月1日現在のものです。

イ 警察官採用試験
第 1-2 表

試験区分			採用 予定者数	申込者数	第1次 受験者数 (a)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a/b)	(参考) 採用者数
警察官 (男性)	府内	A（第1回）	人 85	人 442	人 371	人 217	人 207	人 125	倍 3.0	人 83
		A（第2回）	35	264	187	89	85	42	4.5	31
		B（第1回）	20	629	456	90	84	46	9.9	18
		B（第2回）	50	271	209	98	93	53	3.9	37
		A（10月採用）	15	70	52	25	25	16	3.3	14
		B（10月採用）	25	155	124	57	57	27	4.6	24
		B		51	47	17	8	3	15.7	2
警察官 (女性)		A（第1回）	10	158	117	30	30	13	9.0	11
		A（第2回）	10	92	62	37	35	11	5.6	11
		B（第1回）	10	183	145	30	30	17	8.5	7
		B（第2回）	15	104	91	40	40	19	4.8	16
合 計				2,419	1,861	730	694	372	5.0	254

(注) 採用者数は、令和 4 年 4 月 1 日現在のものです。

ウ 警察官昇任試験
昇任とは、職員を現に在職する職より上位の職に任命することをいいます。
第 1-3 表

試験区分	申込者数	第 1 次 受験者数 (a)	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	第 2 次 合格者数	第 3 次 受験者数	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
警 部	人 1,163	人 1,157	人 292	人 291	人 80	人 80	人 40	倍 28.9
警 部 補	1,438	1,394	415	410	210	210	123	11.3
巡 査 部 長	1,472	1,411	432	430	208	208	166	8.5

(注) 警察本部長への委任分の数値です。

(2) 障害者を対象とした職員採用選考試験
障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、京都府内に居住する障害者の雇用促進のため、障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。
ア 障害者（身体及び精神）を対象とした京都府職員採用選考試験

第 1-4 表

試験区分	採用 予定人数	申込者数	第 1 次 受験者数 (a)	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a/b)	(参考) 採用者数
事 務	人 5 名程度	人 18	人 16	人 5	人 5	人 2	倍 8.0	人 2

(注) 採用者数は、令和 4 年 4 月 1 日現在のものです。

イ 知的障害者を対象とした京都府職員採用選考試験

第 1-5 表

試験区分	採用 予定人数	申込者数	第 1 次 受験者数 (a)	第 1 次 合格者数	第 2 次 受験者数	第 2 次 合格者数	最終 合格者数 (b)	競争率 (a/b)	(参考) 採用者数
事 務	人 若干名	人 27	人 25	人 6	人 6	人 1	人 1	倍 25.0	人 1

(注) 採用者数は、令和 4 年 4 月 1 日現在のものです。

(3) 選考

選考とは、特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法のことです。

ア 採用選考（障害者を対象とした採用選考及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の採用選考を除く。）

職務の特殊性等により競争試験によることが困難であると認められる資格免許職の採用を行う場合等人事委員会規則で定める場合には、選考による採用を行っています。

第 1-6 表

職 任命権者	部 長 相当職	課 長 相当職	主 幹 相当職	課長 補佐 相当職	係 長 相当職	主事 技師 相当職	計	単 純 労務職	合 計
知 事	人 4	人 3	人 0	人 4	人 1	人 44	人 56	人 0	人 56
教育委員会	0	0	0	1	0	15	16	0	16
警察本部長	1 (1)	6 (6)	2 (2)	0 (9)	2 (16)	1 (1)	12 (35)	0 (0)	12 (35)
計	5 (5)	9 (9)	2 (2)	5 (14)	3 (17)	60 (60)	84 (107)	0 (0)	84 (107)

(注) () 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値です。

イ 採用選考内訳（障害者を対象とした採用選考及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の採用選考を除く。）

第 1-7 表

任命 権者	職		採用 選考数	任命 権者	職		採用 選考数			
知 事	部長相当職		4	教育 委員 会	課長補佐相当職		1			
	課長相当職		3		主 事 ・ 技 師 相 当 職	主事	10			
	課長補佐相当職		4			船舶乗組員	2			
	係長相当職		1			文化財保護技師	3			
	主 事 ・ 技 術 相 当 職	主事				1	小 計		16	
		技師		2	警 察 本 部 長	部長相当職(警視含む)		1 (1)		
		資 格 免 許 職 等	司書			1	課長相当職(警視含む)		6 (6)	
			児童生活支援員			1	主幹相当職(警視含む)		2 (2)	
			心理判定員			2	課長補佐相当職(警部含む)		0 (9)	
			医師			7	係長相当職(警部補含む)		2 (14)	
			薬剤師			1	係長相当職(巡査部長)		0 (2)	
			獣医師			1	主 事 ・ 技 師 相 当 職	航空整備士		1 (1)
			精神保健福祉相談員			1				
			保健師			9				
			看護師			6				
			職業訓練指導員		7	小 計		12 (35)		
			船舶乗組員		3	合 計		84 (107)		
			意匠図案		2					
			小 計		56					

(注) ()内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値です。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように随時、適当な措置を講じなければならないとされています。

職員の給与については、職務と責任に応じるものでなければならないという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。

勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、府議会及び知事にその成果を報告するとともに、講じるべき措置について勧告することができるとされています。

令和3年9月28日に行った報告及び勧告の概要は、次のとおりです。

(1) 給与改定の内容

ア 公民較差

第2-1表

	民間給与	職員給与	民間給与との較差	
管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合	374,708 円	374,731 円	▲23 円 ▲0.01%	職員給与が民間給与を上回る
管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額		373,874 円	834 円 0.22%	職員給与が民間給与を下回る

イ 改定の考え方

管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本に対応

ウ 改定内容

(ア) 月例給

本年の公民較差は極めて小さく、給料表等の適切な改定が困難であるため、月例給の改定を行わない

(イ) 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう0.15月分引き下げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映（令和3年11月30日）

(ウ) 50 台後半層の職員に対する昇給の基準

55 歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定（令和5年4月1日までのできる限り早期に制度改正を実施）

(2) 給与以外の勤務条件等

職員の勤務環境に関しては、総実勤務時間の短縮、教育職員の勤務時間、健康の保持増進、仕事と家庭の両立、テレワークの推進、職場における適正な勤務環境の確立及び会計年度任用職員の勤務条件について報告

人事管理に関しては、人材の確保・定着等、職員の育成・活躍及び公務員倫理の徹底について報告し、定年の引上げについても報告

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の制度は、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適切な措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で、判定を行い、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行うことにより事案の解決に当たるものです。

令和３年度における係属件数は次のとおりです。（受託（京都地方税機構）に係る事案はなし。）

第 3-1 表

年度当初 係属件数	新規 件数	処理件数						年度末 係属件数
		却下	取下げ	一部棄却 ・一部却 下	棄却	認容	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する審査請求の状況

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合には、これを審査し、この結果に基づきその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要があると認めるときには、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。

令和３年度における係属件数は次のとおりです。（受託（京都地方税機構）に係る事案はなし。）

第 4-1 表

年度当初 係属件数	新 規 件 数	処理件数							年度末 係属件数
		却下	取下げ	打切り	処分 取消	処分 修正	処分 承認	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0